

各務原市告示第 6 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により次のとおり告示し、平成 2 5 年 6 月 2 0 日から適用する。

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成 1 9 年告示第 5 0 号）は、平成 2 5 年 6 月 2 0 日から廃止する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

各務原市長 森 真

1 中間検査を行う区域

各務原市全域

2 中間検査を行う期間

適用日から令和 1 0 年 6 月 1 9 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築、増築又は改築に係る部分が次の各号のいずれかに該当する建築物

（1）法別表第一（一）の項から（四）の項までの（い）欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの

（2）階数が 3 以上の共同住宅

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

主要な構造	特 定 工 程	特 定 工 程 後 の 工 程
ア 木造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根ふき工事を除く。）
イ 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根ふき工事を除く。）

ウ 鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置(プレキャストコンクリート部材にあつては床版を接合)する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋(プレキャストコンクリート部材にあつては床版の接合部)をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
エ 鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

5 適用の対象となる建築物

- (1) 適用日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書(変更確認申請を除く。)を提出する建築物及び法第18条第2項の規定による計画の通知(計画変更通知を除く。)を提出する建築物について適用する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、法第6条の4第1項第2号に掲げる建築物、法第7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造若しくは新築される建築物又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- (3) 適用日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出する建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

改正文(平成28年告示第74号)抄

平成28年6月20日から適用する。

改正文(令和元年告示第9号)抄

令和元年6月20日から適用する。

改正文(令和4年告示第78号)抄

令和4年6月20日から適用する。

改正文(令和7年告示第120号)抄

令和7年6月20日から適用する。